

令和7年度下期自治連合会長 自治公民館長会議資料



井原市マスコットキャラクター
「でんちゅうくん」

1. 結婚推進事業

男女の出会いの場を設け、地域の活性化を推進するため、井笠圏域3市2町（笠岡市・井原市・浅口市・矢掛町・里庄町）による合同のカップリングパーティーなど、結婚推進事業を実施します。

【企画振興課 62-9521】

2. 結婚新生活支援事業

婚姻により新生活を始める若者を応援するため、国の支援制度に基づき、世帯所得500万円未満の新婚世帯に対し、住宅費用や引越費用について補助します。

（婚姻日における夫婦の年齢が39歳以下の場合は30万を上限とし、夫婦の年齢が29歳以下の場合は60万円を上限とする。）

【企画振興課 62-9521】

3. いばら LIFE スタート応援メニュー

市外からの移住者の獲得や、若者の還流と地元定着を促進するため、各種補助制度を実施しています。

[いばらでの住まいのサポート]

（1）移住者住宅新築等補助金

市内で住宅を新築または建売住宅を購入する移住者に対し、経費の一部を補助する。

（2）中古住宅活用補助金

「空き家バンク」登録物件について、購入・賃借する移住者及び物件の所有者に対し、経費の一部を補助する。

※市内に所有する空き家を売ったり、貸し出したりしたい方は、空き家バンクへ登録をお願いします。（登録無料）

（3）スマイルプラス制度

四季が丘団地の購入などをして、若者・子育て・移住世帯に該当する場合、助成金の交付又は上限額の加算をする。

（4）分譲宅地開発助成金

民間事業者が宅地を造成し、分譲する場合、経費の一部を補助する。

(5) 四季が丘団地助成金

四季が丘団地を購入し、住宅を建築等する場合、固定資産税相当額などの助成を行う。

(6) 就職者等移住支援補助金

井原市内の企業等へ新たに就職又は就農し、市内の住宅を賃借する40歳未満の移住者に家賃の一部を補助する。

[いばらへのUターンのサポート]

(7) 奨学資金の返還全額免除

井原市の奨学金を借りて大学等で修業し、卒業後に本市へ定住等をした場合、返還金額の全額を免除する。

(8) 奨学金返還支援補助金

新たに日本学生支援機構の第一種奨学金を借りて大学等で修業し、卒業後に本市へ定住等をした場合、返還金額の一部を補助する。

(最大年間18万円×6年間)

※補助を受けるためには、奨学金を借りる前に市への事前登録申請が必要。

(1)～(6)…【企画振興課 62-9521】

(7)(8)…【教育総務課 62-9531】

4. 空き家バンク制度について

市では移住・定住促進による地域活性化を図るため、市内の空き家を募集し、市のホームページ内の「井原市移住・定住支援ポータルサイト井原Life」の空き家情報に登録し、全国に紹介しています。

売りたい、貸したい空き家等の情報を募集しておりますので、地区の皆様にご周知ください。

【企画振興課 62-9521】

5. 地域おこし協力隊

地域おこし協力隊制度は、市から委嘱を受けた隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地域製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援のほか、農林水産業への従事などの協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。

今後も、地区からの要望を受け、積極的な活用を促進します。

【企画振興課 62-9521】

6. ふるさと納税

ふるさと納税は、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附をすることで、地域の名産品をお礼の品として受け取れるとともに、住民税等の控除を受けることができる制度で、令和6年度には約4億円を超える寄附が寄せられました。

この寄附金は、子どもたちの教育をはじめ、福祉や産業、環境事業など様々な事業に活用させていただきます。

市民の皆様には市外にお住まいのご親族、ご友人などに、ふるさと納税を通じた本市へのご支援についてお声かけいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いします。

※井原市にお住まいの方が井原市に寄附するなど、お住まいの地域に寄附される場合には、お礼の品は受け取れませんのでご注意ください。



井原市
ふるさと納税

【企画振興課 62-9521】

7. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について

DXの推進に当たり、市では、デジタル技術を用いた窓口サービスの改善に取り組んでおります。今年度中にシステム構築を終え、市民の皆さまにご利用いただけるよう準備を行ってまいります。

○書かない(書かなくてよい)窓口

- ・申請書を書くことなく、職員からの聞き取りに答えるだけで、必要な手続きが終了する仕組みの構築。

○行かない(行かなくてよい)窓口

- ・スマートフォンやパソコンなどを使って手続きなどができる仕組みの構築。

【DX推進課 62-9511】

8. 賑わい創出拠点施設（道の駅）整備について

本市では、地域からの要望を受け、令和5年度から6年度にかけて、全市的に賑わい創出拠点施設の導入可能性に関する調査を実施しました。その結果、官民連携事業で実施することで有効性が示されたことを受け、以下の内容にて、交流人口の増加や生活基盤の安定、産業の活性化などを目的として整備を進めています。

〔整備計画地〕

専門事業者の調査の結果、評価の最も高かった芳井町築瀬地内を整備計画地としています。

〔整備方法〕

本事業は、官民連携により事業を進めてまいります。

整備に必要となる資金は市が支出し、民間事業者が施設の設計、建設、維持管理、運営を一体的に行うDBO方式で実施します。



〔施設の内容や規模〕

今後、プロポーザル方式により民間事業者の募集を行い、選定された民間事業者の企画提案により決定します。

〔スケジュール（予定）〕 開業目標は、令和11年4月

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	7	10	1	7	10	1	7	10	1	7	10	1	7	10	1
用地関係															
募集選定関係															
施設整備関係															
運営管理関係															
その他協議															

※井原市ホームページでは、「基本計画」を掲載していますので、ご覧ください。

※プロポーザル方式とは

主に公共調達において、高度な専門知識や企画力が求められる業務に対し、事業者から企画提案書を提出させ、その内容や実績、能力等を審査し、業務の履行に最も適した者を契約相手として選定する方式です。

【プロジェクト推進室 62-9566】

9. 県立井原高校南校地跡地の活用について

県立井原高校南校地は、複数校地制を解消する岡山県教育委員会（以下、「岡山県」という。）の方針により、令和5年3月末をもって閉校となりました。

現在、県立高校の部活動や市立高校の体育の授業などを含め、子供たちを中心とした活動に支障が出ないことを最優先とし、岡山県から南校地跡地を借用して活動場所を確保している状況です。

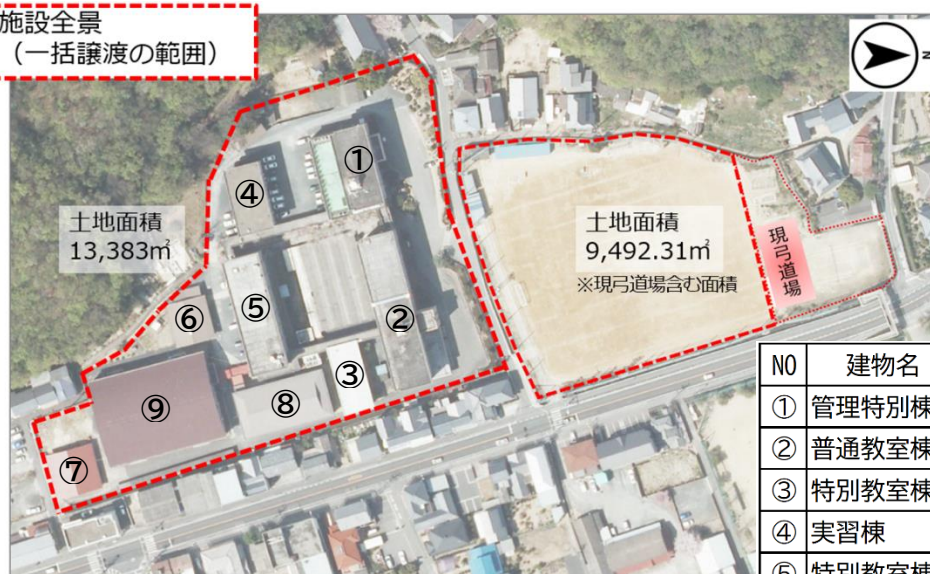
令和6年7月からは、市内の各種団体の代表者や有識者で構成する検討会議において、各種団体や市民の皆様から寄せられた意見を踏まえた検討をいただき、令和7年8月末に『井原市が譲渡を受けることが望ましい』との提案に加え、『用途別の活用の方向性』などを取りまとめた提案書が提出されました。

本市では、検討会議からの提案書を踏まえ、岡山県との協議・調整を進め、譲渡の手続きを進めてまいります。

また、跡地の具体的な活用方法についても検討を進めてまいります。

〔南校地跡地〕

施設全景
(一括譲渡の範囲)



〔岡山県から示されている譲渡条件〕

- ・土地と建物のすべてを含む一括譲渡
- ・井原市が公益のために活用すること

※井原市ホームページでは、提案書を掲載していますので、ご覧ください。

【プロジェクト推進室 62-9566】

1. 自主防災組織に対する支援について

災害に強い安全な地域社会をつくるために、自主防災組織の果たす役割は重要です。

市では、既設の「自主防災組織」やこれから新たに立ち上げようとする自治会等の団体に対する補助金制度を設けています。

● 補助金額について

- ①補助率 8 / 1 0
- ②補助金上限額 5 0 万円
- ③再補助の制限

補助を受けた翌年度から3年間は、補助申請できません。

ただし、補助金上限額までの補助を受けていない団体は、翌年度以降も補助金上限額から交付済みの補助額を控除した額の補助金を申請することができます。



防災研修会

● 補助対象経費

- ・ 防災に関する知識の普及啓発を図る事業
- ・ 防災研修会、防災訓練等の実施
- ・ ハザードマップの作成や避難誘導看板等の設置
- ・ 防災資機材の整備

※防災資機材の修理又は更新に要する経費は、原則として対象になりません。



(例) 消火器、発電機、AED、リヤカー、ゴムボート、担架、防煙マスク、毛布、救急箱、ラジオ、電池メガホン、給水タンク、簡易資機材倉庫など



● 補助要件

防災資機材を整備する事業を行う場合、整備した資機材を使用しての防災訓練の実施が必要です。

【危機管理課 62-9550】

2. 自動車急発進抑制装置整備費補助金について

高齢者の方の交通事故の防止及び事故時の被害軽減のため、高齢者の方が運転する自動車に後付けの自動車急発進抑制装置（国土交通省が認定した装置に限ります。）を市内事業者で取り付けた場合、補助金を交付します。

補助金額は補助対象経費（装置費用と取付費用の合計）の1／2以内、上限は10万円です。

車種により適合する装置の有無、種類などが異なりますので、最寄りの市内自動車整備事業者にお尋ねください。

1. 補助対象者

次のいずれにも該当することが必要です。

- （1）市内在住の65歳以上の人
- （2）自動車運転免許証を保有している人
- （3）市税を滞納していない人

2. 補助申請

急発進抑制装置整備費補助金交付申請書に以下の書類を添付して、市役所総務課まで提出してください。

- （1）自動車検査証の写し（所有者又は使用者が申請者であること）
- （2）自動車運転免許証の写し
- （3）市内事業者による見積書の写し

【総務課 62-9506】

3. 芳井支所日直業務の本庁統合について

芳井支所における日直について、戸籍の受付件数が減少傾向にあり、令和6年度は7件と限定的であることから、令和8年4月から本庁日直へ統合します。

【参考】各支所日直における戸籍（死亡）受付件数

区分	R4 計	R5 計	R6 計
芳井支所	15	12	7
美星支所	27	20	19

【総務課 62-9506】

1. 井笠広域里庄清掃工場でのごみの受け入れについて

令和7年12月15日（月）から燃やすごみの受け入れを開始します。井原市内から出る一般廃棄物（家庭系及び事業系の燃やすごみ）については、全て新しい焼却場で焼却することになります。

これに伴い、焼却場が遠方となることから、利便性を確保するため、12月15日（月）から井原家庭ごみセンター（一般廃棄物拠点集積所）で、家庭系の燃やすごみの受け入れを開始します（事業系は不可）。

また、井原クリーンセンターは12月12日（金）をもって、ごみの受け入れを終了することになります。直前になりますと混雑が予想されますので、お早めにご利用ください。

※各地域の集積所については、今までどおり収集します。

※12月15日（月）以降は、ごみ収集に当たって、これまで以上に時間がかかる場合があります。

（井笠広域里庄清掃工場）

- ・ 12月15日（月）から受け入れ開始
- ・ 場 所：浅口郡里庄町大字新庄 3656 番地 4
- ・ 搬入日時：月曜日～金曜日 毎月第4日曜日 8時30分～16時30分
（祝日も搬入可能、12/31～1/3を除く）
- ・ 搬入料金：家庭系：無料
事業系：170円/10キログラムにつき

（井原家庭ごみセンター）

- ・ 12月15日（月）から受け入れ開始
- ・ 場 所：井原市大江町 1336 番地 2
- ・ 搬入日時：月曜日～金曜日 8時30分～16時
（祝日も搬入可能、12/30～1/3を除く）
- ・ 搬入料金：家庭系：50円/10キログラムにつき
※事業系は、受け入れ不可

（井原クリーンセンター）

- ・ 12月12日（金）16時をもって受け入れ終了

【環境企画課 62-9515】

2. 「ごみの正しい分け方・出し方ガイド」及び「集積所看板」の配布について

井笠広域里庄清掃工場の受け入れ及びごみ分別区分の変更に伴い、「ごみの正しい分け方・出し方ガイド」、「集積所看板」を作成しましたので、次のとおり配布します。

○ごみの正しい分け方・出し方ガイド

10月中旬に自治会を通じて配布します。



○集積所看板

10月中旬に配布しますので、配布した集積所看板は、12月15日（月）の変更日にできるだけ近い日に付け替えをお願いいたします。なお、古い集積所看板は、直接、環境企画課又は各支所にお持ちいただくか、ボランティア袋に入れて、各集積所へ出してください。

【環境企画課 62-9515】

3. ボランティア活動等により発生した多量の刈草ごみ等の収集について

ボランティア活動等により、多量の刈草ごみ等（20袋程度）を集積所に出す場合は、事前に環境企画課までご連絡ください。

なお、場合によっては、通常収集日において収集できない場合もございます。

※ボランティアごみは、「井原家庭ごみセンター」または「井笠広域里庄清掃工場」へ無料で搬入できます。ただし、「井笠広域里庄清掃工場」へ搬入する場合は、事前に環境企画課での手続きが必要です。

【環境企画課 62-9515】

4. 年末・年始のごみの収集について

<ごみの収集>

- ・休む期間 令和7年12月31日（水）～令和8年1月4日（日）
令和7年12月30日（火）まで平常どおり収集を行います。
12月29日（月）、30日（火）は、一部の地域で燃やすごみの追加収集を行います。
令和8年1月5日（月）からは平常どおり収集します。
詳しくは、「広報いばら」12月号でお知らせします。

【環境企画課 62-9515】

健康福祉部

1. 高齢者のインフルエンザと新型コロナの予防接種について

令和7年10月1日から高齢者のインフルエンザと新型コロナの予防接種を開始します。

◆対象者 市内在住で次のいずれかに該当する人

- ①接種日の年齢が65歳以上の人
- ②接種日の年齢が60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

◆接種期間 令和7年10月1日（水）～令和8年3月31日（火）

◆助成回数 上記の接種期間中 各1回

◆接種場所 市内及び県内の協力医療機関（市から接種券等は送付しません）
※県外の医療機関での接種を希望する人は接種前に健康医療課へお問い合わせください。

◆自己負担額 インフルエンザ/1,000円 新型コロナ/3,000円

◆持参品 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

接種開始時期、終了時期は医療機関によって異なります。接種を希望される方は、必ず事前に医療機関へ電話予約をしてください。

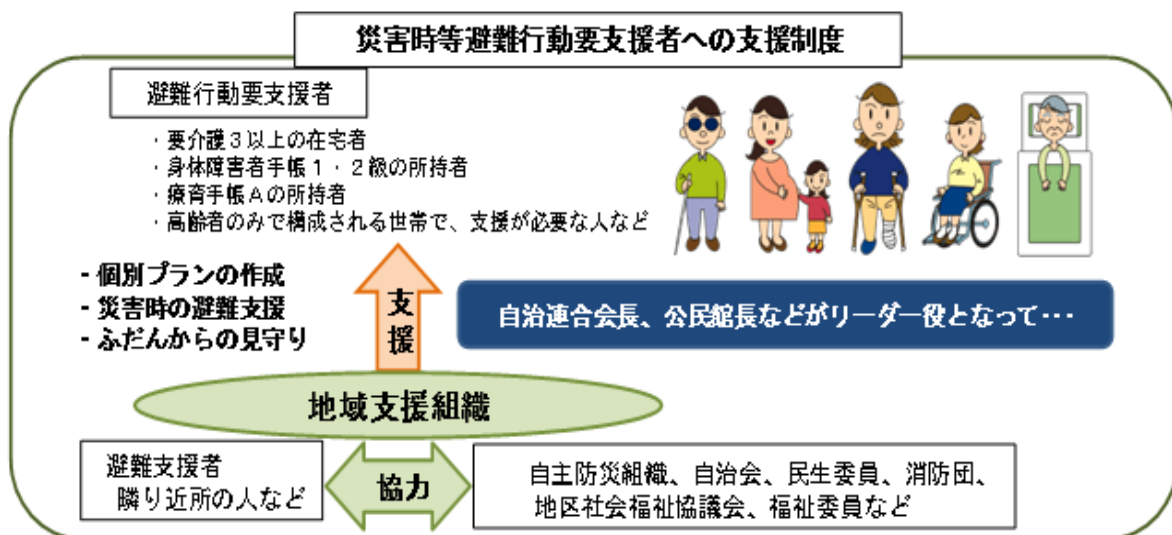
【健康医療課 62-8224】

2. 災害時の高齢者等の避難支援について（個別プランの作成）

市では、災害時等避難行動要支援者登録制度「個別プラン」の作成を推進しています。

この制度は、要介護の高齢者や身体に障害がある方などに、「災害が発生した場合、避難支援を必要とされるかどうか」を各地区の自主防災組織（自治会等）からお尋ねいただき、支援を望まれた方で、自主防災組織へご自身の個人情報の提供に同意された方については、各地区において「要支援者名簿」を整備した上で、「要支援者の方を、誰が、どこへ避難させるか」といった「個別プラン」を作成し、災害が発生した時に役立つ仕組みを作るものです。

「個別プラン」を作成されていない地区につきましては、作成にご協力をお願いします。



【福祉課 62-9516】

建設経済部

1. 市道等の破損・危険箇所の通報

市では、日頃から職員による道路パトロールを実施し、道路の安全な通行に支障を来している場合には、適宜対応を行っております。

地域の皆様におかれましては、道路への崩土や倒木、道路の陥没、路肩の崩壊、用水路や側溝へ転落の恐れがある危険箇所など、お気づきの事がございましたら、建設課までご連絡いただきますよう、ご協力をお願いします。

【建設課管理係 62-9524】

【芳井振興課 72-0112】

【美星振興課 87-3113】

2. 道路異状通報（LINE アプリ）

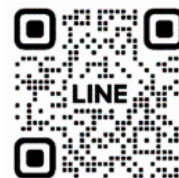
国土交通省 LINE 通報アプリで道路の異状を通報できます！

道路の穴ぼこ、路肩の崩壊など道路損傷、落下物などの道路異状を LINE アプリから通報できます。

対象エリア：全国の道路（高速道路、国道、都道府県道、市町村道など）

※道路以外の通報や、私道や私有地の通報は対象外です。

利 用 手 順：国土交通省 LINE 通報アプリをご利用いただくためには、コミュニケーションアプリ「LINE」をスマートフォンにインストールし友だち登録する必要があります。



○詳細な通報方法は、国土交通省リーフレットをご参照ください。

→https://www.city.ibara.okayama.jp/uploaded/life/11585_15255_misc.pdf

○緊急性が高い場合は、道路緊急ダイヤル（#9910）、もしくは下記連絡先までご連絡をお願いします。

国道・県道の場合 【井笠地域管理課 0865-69-1634】

市道の場合 【建設課管理係 62-9524】

3. 私有地の樹木や竹などの適正な管理について

私有地にある樹木や竹などが道路上に張り出していると、歩行者や車両の通行の支障となります。

また、倒木や枝葉などが原因で事故が発生した場合、所有者が責任を問われることがあります。

これからの時期は、台風などによる強風や大雨、冬期の降雪の影響を受けやすいため、樹木などの伐採や剪定を行うなど適正な管理をお願いします。

【建設課管理係 62-9524】

4. 10月26日 「デニムの日」について

本市を代表する地場産品である「井原デニム」を愛用することにより、その価値を再認識して誇りを持ち、市民一人一人がその魅力を広めていくことを目的として、令和3年3月29日に「井原デニム条例」を制定しました。

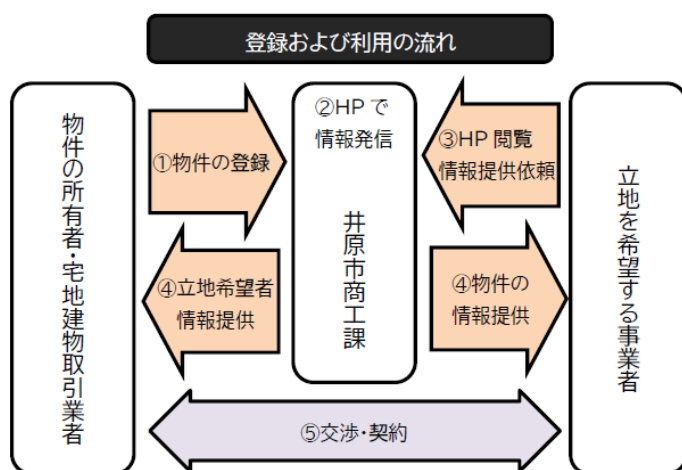
市民の皆様におかれましても、10月26日の「デニムの日」には積極的にデニム製品を身に着けていただき、その魅力を広めていくことについてご理解ご協力をお願いします。

【商工課 62-8850】



5. 事業用物件情報提供事業

井原市では、事業所の立地に適した土地・建物の情報を収集し、立地を希望する事業者にその情報を提供しています。市内に遊休地や空き工場・事務所などの物件をお持ちの方は、情報をお寄せください。



※お寄せいただいた情報は、市HP等に掲載します。

※市は情報の登録・提供のみを行い、交渉・契約には関与しません。

収集対象	市内の事業の用に適した土地および建物 (土地は概ね 1,000 m ² 以上とし、建物は専用住宅を除きます)
登録方法	まずは商工課企業誘致係までご相談ください。 登録には登録申込書等の提出が必要です。 (詳しくは市ホームページをご覧ください。)
登録できる人	物件の所有者・宅地建物取引業者
登録費用	無料



【商工課 88-0050】

6. 空き家問題の相談窓口について

市では、一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会岡山県井原支部を空き家等管理活用支援法人に指定し、空き家の利活用や解体、相続問題等に関する相談業務を委託していますので、地区の皆様にご周知ください。

*空き家問題に関するお問い合わせは、下記連絡先までご連絡をお願いします。

一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会岡山県井原支部

【050-6883-4621】

【都市施設課 62-9527】

水道部

1. 厳冬期の水道管凍結防止策について

寒波の到来時には、宅内や屋外の水道管の凍結や破裂事故が発生する恐れがあります。

漏水箇所の発見が遅れますと、水道料金が高額になるばかりでなく、断水の恐れもあります。冬場には気象情報に注意し、水道管にも早めの防寒対策を行うとともに、施設や給湯機器等の見回り点検をお願いします。

また、長期間にわたり家を留守にするときは、メーターボックス内の止水栓を閉じておくことが有効な漏水防止策となります。

【上水道課 62-0824】

2. 水道メーターの交換について

市では、水道の使用水量を正確に量るため、有効期限を迎える水道メーターの交換を行っています。交換作業には市が委託した『井原管工事協同組合加入業者』が受託者であることを示したビブスを着用して、該当のご家庭を訪問しますので、作業時にはご協力をお願いします。

なお、交換作業で代金をいただくことはありません。

・交換期間 令和7年10月11日（土）～11月14日（金）



【上水道課 62-0824】

3. 下水道使用料の改定について

下水道事業においては、汚水処理費を使用料で賄う独立採算制が原則ですが、本市では汚水処理費に対する使用料収入が不足しているため、一部を市からの繰入金で賄っている状況です。

人口減少等により、使用料収入が減少することが見込まれる中にあり、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、新たに下水道事業経営戦略の策定を行いました。その中で、計画期間の令和15年度までに汚水処理費を使用料で賄うためには、使用料収入を17%増額する必要があるという結果となりました。

その結果に基づいて、令和8年度第2期分（4月・5月分）より、使用水量区分の変更及び使用料単価の引き上げをお願いすることになりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

（改定後）

（2カ月当り 税込：円）

区分	料金区分	使用水量	使用料
一般排水	基本料	0	2,750
	超過料	1 ～ 20	44
		21 ～ 40	148.5
		41 ～ 60	159.5
		61 ～ 100	170.5
		101 ～	198

使用料早見表

（2ヶ月当り 税込：円）

水量（円）	下水（現行）	下水（改定後）	現行との差額	改定率
0	2,508	2,750	242	9.65%
10	2,508	3,190	682	27.19%
20	2,508	3,630	1,122	44.74%
30	3,993	5,115	1,122	28.10%
40	5,478	6,600	1,122	20.48%
60	8,448	9,790	1,342	15.89%
80	11,528	13,200	1,672	14.50%
100	14,608	16,610	2,002	13.70%
500	87,208	95,810	8,602	9.86%
1000	177,958	194,810	16,852	9.47%

【下水道課 62-0176】

4. 下水道の適正な利用について（お願い）

近年、トイレから紙おむつや水に溶けにくいウェットティッシュなどの異物が、下水道に流れ込み大変困っています。管のつまりや施設の故障につながりますので、次のものは流さないようにしてください。

- ・ 水に溶けないもの（紙おむつ、ティッシュ、ウェットティッシュ、野菜くずなど）
- ・ 天ぷら油などの廃油
- ・ ガソリン、シンナー、アルコールなどの危険なもの

なお、下水道の供用開始区域内において、下水道へ未接続の方は、速やかに下水道へ接続くださいますようお願いいたします。

【下水道課 62-0176】

5. 上下水道の工事に伴う交通規制について

工事予定は、次のとおりです。

上水道課

事業名	番号	工事名・路線名	位置		備考 ※交通規制は工事時間帯のみ
			町	地区	
上水道	1	配水管布設替工事 県道 美袋井原線	井原	夏目	片側交互通行
	2	夏目水源地導水管布設工事 市道 道狭線	井原	夏目	全面通行止
	3	夏目水源地導水管布設工事 市道 井原北川1号線	七日市	花野 外	片側交互通行
	4	夏目水源地導水管舗装復旧工事 市道 井原北川1号線	七日市	花野 外	片側交互通行
	5	配水管布設替工事 市道 上出部七日市線	上出部	—	片側交互通行
	6	配水管布設替工事 市道 滝山1号線	高屋	一丁目	片側交互通行
	7	配水管新設工事 市道 祢りキ線	高屋	祢りキ	全面通行止
	8	配水管布設替工事 市道 神戸池ノ内線	西江原	神戸	全面通行止
簡易水道	9	配水管新設工事 市道 森谷線	美星	宇戸谷	全面通行止

6. 上下水道の工事に伴う交通規制について（つづき）

下水道課（公共下水道：井原処理区、特定環境保全公共下水道：芳井処理区）

事業名	番号	工事名・路線名	位置		備考 ※交通規制は工事時間帯のみ
			町	地区	
井原処理区	1	汚水管埋設工事・水道管移転工事 東江原汚水枝線 補助その 12-5 外	東江原	青木 外	市道 全面通行止
	2	汚水管埋設工事・水道管移転工事 出部汚水枝線 補助その 26-5 外	下出部	力蔵	市道 全面通行止
芳井処理区	3	汚水管埋設工事・水道管移転工事 東吉井汚水枝線 補助その 4-3 外	芳井	吉井 (西吉井)	市道 全面通行止
	4	汚水管埋設工事・水道管移転工事 西吉井汚水枝線 補助その 4-6 外	芳井	吉井 (西吉井)	市道 全面通行止
	5	汚水管埋設工事・水道管移転工事 西吉井汚水枝線 補助その 5-5 外	芳井	吉井 (西吉井)	市道 全面通行止

※ 施工箇所につきましては、工事請負業者が決定後、自治連合会長を通じて関係地域の皆様へお知らせしています。

【上水道課 62-0824】

【下水道課 62-0176】

7. 上下水道施設の異常等の通報について

「道路上に水がにじみ出ている。」など、市民の皆様から寄せられる情報が漏水の発見に大いに役立っています。このような漏水等が疑われる状況を発見されましたら、上水道課にご連絡ください。

また、マンホール付近において、地盤沈下等の異常が確認された場合は、下水道課へご連絡ください。ご協力お願いします。



【路上のマンホール】



【拡大図】

【上水道課 62-0824】

【下水道課 62-0176】

1. 井原体育館の休館について

井原体育館では、空調設備工事に伴い令和7年8月から令和8年3月末まで休館します。ご利用者にはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

【臨時休館期間】

令和7年8月1日（金）～令和8年3月31日（火）予定

【文化スポーツ課 62-9533】

1. 救急車の適正利用について

近年、救急車の出動件数が増え続けています。昨年の井原地区消防組合管内における救急出動件数は3, 172件で過去最大となっています。

緊急性のない問い合わせや、明らかな軽症での救急要請が増えることで、救急車が現場到着にかかる時間が伸びます。一刻を争う現場への到着が遅れると、救えるはずの命が救えなくなるかもしれません。救急車は、市民の皆様が共有する限りある財産です。

適正利用にご理解とご協力をお願いします。

救急車の利用で判断に迷うときには、下記の相談窓口をご利用ください。



① 救急相談センター事業（#7119）について

コールセンターに看護師等が常駐し、急な病気やけがに関する市民からの電話相談に対して適切な助言を行い、緊急性の高い症状の場合は119番へ転送し、緊急性の低い場合は受診可能な医療機関を案内することで、不急な救急出動の抑制や医療機関の負担軽減を図ります。

固定電話からは #7119

携帯電話や繋がらない場合は 082-246-2000

② 小児救急電話相談（#8000）について

休日、夜間の子供の症状にどのように対応したらよいのか病院を受診した方がよいのか判断に迷った時に、看護師等が電話でご相談に応じるとともに、医療機関への受診について適切なアドバイスを行います。

1. 相談日時

- (1) 平日の月曜から金曜 19時から翌朝8時まで
- (2) 土曜 18時から翌朝8時まで
- (3) 日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）
8時から翌朝8時まで

2. 相談電話番号

固定電話、携帯電話ともに、#8000または086-801-0018

3. 対象者

県内にお住まいのおおむね15歳以下のお子様の保護者の方。

【消防本部警防課 62-9401】

2. マイナ救急実証事業について

井原地区消防組合では、令和7年10月1日からマイナ救急実証事業を始めます。

「マイナ救急」とは救急搬送時に、傷病者のマイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を活用して、通院歴や服用している薬などの情報を確認できるようにする取り組みです。

マイナ救急によって救急業務に必要な情報を正確に把握することができ、円滑な搬送先病院の選定や、より適切な応急処置、さらには、搬送先病院での治療の事前準備ができるなどのメリットがあります。また、痛みや苦しみにより会話が困難な場合でも、マイナ救急であれば傷病者の負担を軽減し、救急隊に正確な情報を伝えることができます。

マイナ保険証をお持ちの方は実証事業にご協力いただくため、救急要請の際はマイナ保険証を救急隊に渡せるよう事前に準備をお願いします。また、外出の際もマイナ保険証を携帯していただくようお願いします。

マイナ保険証がない場合は、通常通りの救急隊員による聞き取りで情報収集を行います。ご理解とご協力をお願いします。

【消防本部警防課 62-9401】

3. 住宅防火に関するお願い

1年を通して火災のない町づくりをしたいと思いますので、次の「住宅防火いのちを守る10のポイント」を守って、防火に心がけてください。

『4つの習慣』

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し不必要なプラグは抜く。

『6つの対策』

- ①ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置するとともに、定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③寝具、衣類、カーテンによる火災の拡大を防ぐために防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防災訓練への参加など、地域ぐるみの防火対策を行う。

【消防本部予防課 62-9402】

4. 井原地区女性防火クラブの募集について

女性防火クラブは、住民の防火思想の高揚及び家庭を中心とした地域社会全般にわたる防火防災体制の一層の充実を目的として国から発足の要請があり、井原市では各地域の婦人会が中心となり、昭和57年に消防本部へ事務局を置き、「井原市婦人防火クラブ」を発足しました。

地域での防火広報などに活躍していただきましたが、令和2年度末に女性防火クラブの中心を担っていた井原市女性協議会が解散され、今後の活動が困難となるため、令和3年度から各自治協議会または各公民館に「女性防火クラブの結成」について、ご協力のお願いをしております。

活動内容は火災予防運動中の広報活動や、県及び消防署が開催する研修会・講習会への参加であり、大きな負担とならないよう、都合のつく方に参加していただいております。

地域全体の防火思想の普及につながると考えておりますので、ご協力をお願いします。

【消防本部予防課 62-9402】

5. 野焼きの延焼拡大による火災について

井原地区消防組合管内では、刈草の焼却やたき火などの火が周囲の枯草や建物へ燃え移り、火災になる事例が多く発生しています。

令和6年中に発生した火災は39件で、そのうち20件は「たき火」が原因となっております。

たき火などの「野焼き」を行う場合は、次の点について注意してください。

- ① 風の強い日、空気が乾燥した日には行わない
- ② 周りに燃えやすい物や建物がある場所で行わない
- ③ 事前に燃やす量・範囲を決めて、少しずつ燃やす
- ④ 必ず消火の準備をして行う
- ⑤ 完全に消えるまで、その場を離れない

なお、一部の例外を除き、「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、禁止されています。

やむを得ず「野焼き」を行う場合には、あらかじめ消防署へ「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」を提出してください。これは、「野焼き」の煙を火災と間違えて出動することを防ぐもので、消防署が「野焼き」を許可しているものではありません。

【消防本部予防課 62-9402】

6. 危険物の取り扱いについて

「危険物」は、ガソリンや軽油、灯油などの燃料、塗料、エアゾール製品や消毒液、モバイルバッテリーなどに幅広く使用されており、私たちの生活になくてはならないものとなっています。

これらの「危険物」は、取り扱いを誤ると、災害を引き起こす危険性が高く、火災になった場合には、大きな被害を及ぼし、生命や財産を一瞬にして奪う恐れがあります。そのため、「危険物」は、火災等を予防するために消防法令や火災予防条例により貯蔵や取り扱いの方法が定められています。

「危険物」を取り扱う際には、次の点について注意してください。

- ① 危険物の性質に応じた容器（KHK 又は UN 等で認定されたもの）で保管する。
- ② 保管・取り扱い場所で火気を使用しない。（ストーブに給油する際は、必ず火を消す、車や草刈機などに燃料補給する際は、必ずエンジンを停止する）
- ③ 燃料補給する際、油種をしっかりと確認する。（灯油ストーブにガソリンを入れてしまうと、火災など大きな事故につながります）
- ④ 安全のため必要量以上の保管をしない。（一定の量を超えると、規制が厳しくなります）
- ⑤ 不要になった危険物は、販売業者等に相談して適正に処分する。

なお、モバイルバッテリーなどの「小型充電式電池」は、衝撃などで発火する恐れがあり、「ごみ」として出された充電式電池がごみ収集車や処理施設で発火する事例が発生しています。

使用済みの「小型充電式電池」は井原市役所及び各支所の回収場所や電気店などの「リサイクル協力店」で適正に処分してください。

【消防本部予防課 62-9402】

☆令和7年度下期 行事案内

※本資料に記載の行事は、情勢等により、中止または延期になる場合があります。

総合政策部

◎井原線感謝デー

- ・と き 令和8年1月11日（日）9時～15時
- ・ところ 井原駅前広場の外4駅（総社駅、吉備真備駅、矢掛駅、神辺駅）
井原線の開業記念日に合わせ、1日乗り放題切符（大人500円、小人300円）で井原鉄道が利用できるほか、沿線自治体と連携し、スタンプラリー等を実施します。
また、井原駅前広場では井原線DE得得市が同時開催され、特産品販売等も行われます。

【企画振興課 62-9504】

総務部

◎令和8年井原市消防出初式

- ・と き 令和8年1月18日（日）10時～
- ・ところ 井原市民会館 ホール

【危機管理課 62-9550】

◎令和8年井原市消防操法訓練大会

- ・と き 令和8年3月15日（日）9時～（予定）

【危機管理課 62-9550】

市民生活部

◎第41回美星ふるさと祭り

- ・と き 令和7年10月26日（日）9時～14時30分
- ・ところ 星の郷ふれあいセンター

【美星振興課 87-3113】

◎第39回芳井ふるさと祭り

- ・と き 令和7年11月2日（日）9時30分～15時
- ・ところ 芳井生涯学習センターほか

【芳井振興課 72-0112】

◎人権セミナー2025（兼 くらしと人権講座第6回講座）

- ・と き 令和7年12月20日（土）13時30分～16時
- ・ところ アクティブライフ井原 メルヘンホール他
- ・講師 日本初義手の看護師
北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表 伊藤 真波 氏
- ・内 容 「あきらめない心」テーマ：障害のある人
- ・その他 人権標語・人権啓発ポスター表彰、作品展示等

【市民活動推進課 62-9508】

◎赤い羽根共同募金運動

- ・井原市募金活動期間 令和7年10月1日（水）～12月31日（水）

【社会福祉協議会 62-1484】

◎井原市ふれあいアート展

- ・と き 令和7年12月1日（月）～12月5日（金）
開会式 令和7年12月1日（月）9時～9時30分
- ・ところ 井原市役所 市民サロン
- ・内 容 障害者・関係団体による作品の展示

【福祉課 62-9518】

◎令和7年度井原市社会福祉大会

- ・と き 令和7年12月24日（水）13時30分～
- ・ところ アクティブライフ井原 メルヘンホール
- ・表 彰 福祉功労表彰、善意賞
- ・記念上映会 映画「未定」

【社会福祉協議会 62-1484】

◎美星天文台イベント

・街なか観望会

と き 令和7年10月1日（水）18時～19時30分

ところ 田中苑
予約不要

・お月見会

と き 令和7年10月6日（月）18時～22時

ところ 美星天文台

・ふたご座流星群観察会

と き 令和7年12月13日（土）18時～22時

令和7年12月14日（日）18時～22時

ところ 美星天文台及び中世夢が原
要予約 参加費500円

・皆既月食観察会

と き 令和8年3月3日（火）18時～22時30分

ところ 美星天文台

◎星空公園観望会

星空公園の望遠鏡を使った観望会

令和7年10月15日（水）、11月19日（水）、12月17日（水）、

令和8年1月21日（水）、2月18日（水）

いずれも19時30分～20時30分、美星天文台へ電話予約 参加費無料

◎美星天文台 市民無料公開日

毎月第3金曜日

令和7年10月17日（金）、11月21日（金）、12月19日（金）

令和8年1月16日（金）、2月20日（金）、3月20日（金・祝）

【美星天文台 87-4222】

◎第70回井原市菊花展

- ・と き 令和7年10月31日（金）～11月6日（木）
- ・ところ 井原駅前広場
- ・主 催 井原市観光協会

【観光交流課 62-8850】

◎国際交流フェスティバル

- ・と き 令和7年11月2日（日）9時～13時
- ・ところ 井原駅前広場
- ・主 催 井原市国際交流協会

【観光交流課 62-8850】

教育委員会

◎平櫛田中美術館企画展「彩色の世界 ー色から読み解く鏡獅子ー」

- ・と き 令和7年9月9日（火）～12月7日（日）9時～17時
休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）
- ・ところ 平櫛田中美術館
- ・観覧料 500円（15人以上の団体400円）
高校生以下、市内65歳以上無料
- ・概 要 平櫛田中作品の特徴の一つである「彩色」に注目し、新たな切り口で《鏡獅子》をはじめとするコレクションの数々をご紹介します。田中作品において、彩色はどのような効果をもたらしているのか。また、どのような手法で彩色が施されているのか。作品の変遷を辿りながら紐解いていきます。

【平櫛田中美術館 62-8787】

◎令和7年度井原市観月会

- ・と き 令和7年10月4日（土） 17時～20時
- ・ところ 井原市民会館
- ・内 容 箏・尺八の演奏、お茶席

【文化スポーツ課 62-9541】

◎井原市文化財センター20周年記念企画展「“吉備”の横穴モノがたり」

- ・と き 令和7年10月4日（土）～11月30日（日）
9時～16時30分 月曜休館
※ただし、11月3日（月）、24日（月）は開館し、翌日休館。
- ・ところ 井原市文化財センター「古代まほろば館」
- ・内 容 吉備を代表する巨大横穴式石室とその出土品から読み取れる古墳時代後期の吉備をご紹介します。

【文化財センター 63-3144】

◎井原市スポーツフェスティバル2025

- ・と き 令和7年10月5日（日）9時～12時
- ・ところ 井原運動公園ほか
- ・内 容 各種スポーツ団体等によるスポーツ体験・交流会

【文化スポーツ課 62-9533】

◎井原市スポーツ講習会

- ・と き 令和7年10月5日（日）14時～16時
- ・ところ 芳井生涯学習センター
- ・講 師 龍谷大学 先端理工学部教授 スポーツ運動心理学 渡辺 英児 氏
- ・内 容 選手と保護者のためのメンタルトレーニングの考え方や、本番で選手が力を発揮するための指導者向けのメンタルトレーニングの取り入れ方について学ぶ。

【文化スポーツ課 62-9533】

◎くらしと人権講座第4回講座（現地研修）

- ・と き 令和7年10月9日（木）8時～16時30分
- ・ところ 国立療養所 邑久光明園
- ・内 容 園長講話、資料展示室等見学

【生涯学習課 63-3347】

◎芳寿大学 第6回学習会

- ・と き 令和7年10月9日（木）9時30分～11時30分
- ・ところ 芳井生涯学習センター
- ・講 師 井原市文化財センター研究員 首藤 ゆきえ 氏
- ・演 題 「江戸時代の芳井 ～領主と村のつながり～」

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎井原市文化財センター20周年記念 井原市歴史講座「吉備の古墳時代」
「第1回：古墳時代後半期の備後地域」

- ・と き 令和7年10月11日（土）13時30分～15時
- ・ところ 「アクティブライフ井原」メルヘンホール
- ・講 師 広島史学研究会 村田 晋 氏

「第2回：吉備の古墳と大王墓」

- ・と き 令和7年10月18日（土） 13時30分～15時
- ・ところ 「アクティブライフ井原」メルヘンホール
- ・講 師 岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授 清家 章 氏

【文化スポーツ課 62-9533】

◎市民スポーツの日

- ・と き 令和7年10月13日（月・祝）9時～17時
- ・ところ 井原運動公園、リフレッシュ公園（動のゾーン）ほか
- ・内 容 市内のスポーツ施設の無料開放を行います。

【文化スポーツ課 62-9533】

◎美星長寿学級第6回講座（社会探訪）

- ・と き 令和7年10月15日（水）8時30分～16時35分
- ・ところ 蒜山方面

【美星公民館 87-3115】

◎寿大学院 第6回学習会

- ・と き 令和7年10月17日（金）10時～11時30分
- ・ところ アクティブライフ井原
- ・講 師 重玄寺住職 藤井 宗俊 氏
- ・演 題 「日日是好日」

【生涯学習課 63-3347】

◎芳井歴史民俗資料館特別展 「明治時代の社会主義と森近運平」

- ・と き 令和7年10月18日（土）～12月7日（日） 9時～17時
月曜日・木曜日休館
※ただし11月3日、24日は開館し翌日休館
- ・ところ 井原市芳井歴史民俗資料館
- ・内 容 現在の井原市高屋町出身で、明治時代に社会主義者として活躍した、森近運平とその仲間たちの活動を紹介します。

【文化財センター 63-3144】

◎第52回美星町文化祭

- ・と き 令和7年10月25日（土）10時～16時
令和7年10月26日（日） 9時～14時30分
（展示は2日間、舞台発表は26日10時55分～13時25分）
- ・ところ 星の郷ふれあいセンター

【美星公民館 87-3115】

◎令和7年度井原市文化祭

- ・と き 令和7年11月1日（土）9時～16時30分
2日（日）9時～15時
但し、1日の市役所は10時から
- ・ところ 井原市民会館、平櫛田中美術館、市役所ほか
- ・内 容 文化協会専門部員や文化教室受講生の作品展や芸能発表会、お茶席などを開催します。

【文化スポーツ課 62-9541】

◎芳寿大学 第7回学習会

- ・と き 令和7年11月6日（木）9時30分～11時30分
- ・ところ 芳井生涯学習センター
- ・講師 西部いこいの里支援センター 西山 祐樹 氏
- ・演 題 「実りの秋の運動会」

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎第52回井原市少年レクリエーション大会

- ・と き 令和7年11月8日（土）
- ・ところ 青野地区（青野小学校 周辺）
- ・内 容 市内少年団員等の参加によるオリエンテーリング大会

【生涯学習課 63-3347】

◎成人大学講座 スマートフォン講座

- ・と き 令和7年11月14日（金）から全10回
- ・ところ アクティブライフ井原
- ・内 容 基本操作、地図アプリや生成AIの利用法など

【生涯学習課 63-3347】

◎美星長寿学級 第7回学習会

- ・と き 令和7年11月14日（金）10時～11時30分
- ・ところ 美星公民館
- ・講師 一般社団法人晴ればれ岡山サポートテラス
専務理事 永井 行雄 氏
- ・演 題 「長寿社会の法知識」

【美星公民館 87-3115】

◎くらしと人権講座第5回講座

（兼 ふれあいセンター人権講演会・井原市人権教育推進委員会委員研修）

- ・と き 令和7年11月20日（木）13時30分～15時
- ・ところ 井原市ふれあいセンター
- ・講師 (株)情報文化総合研究所 代表 佐藤 佳弘 氏
- ・演 題 「インターネットによる人権侵害」

【生涯学習課 63-3347】

◎寿大学院 第7回学習会

- ・と き 令和7年11月21日（金）10時～11時30分
- ・ところ 平櫛田中美術館
- ・講 師 平櫛田中美術館 学芸員
- ・内 容 平櫛田中美術館の魅力（※見学を含む）

【生涯学習課 63-3347】

◎芳井生涯学習センター事業 文化講演会

- ・と き 令和7年11月23日（日）13時30分～15時
- ・ところ 芳井生涯学習センター
- ・講 師 山田 邦子 氏
- ・演 題 「大丈夫だよ、がんばろう！～乳がんを乗り越えて素敵に生きる～」

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎美星長寿学級 第8回学習会及び閉講式

- ・と き 令和7年12月2日（火）10時～12時
- ・ところ 美星公民館
- ・講 師 岡山大学落語研究会OB 車家 化狐。 氏
- ・演 題 「落語に見る人と人との繋がり」

【美星公民館 87-3115】

◎第21回井原新体操フェスティバル

- ・と き 令和7年12月7日（日）13時開演、16時終了予定
- ・ところ 芳井生涯学習センター

【文化スポーツ課 62-9533】

◎芳寿大学 第8回学習会及び閉講式

- ・と き 令和7年12月11日（木）9時30分～11時30分
- ・ところ 芳井生涯学習センター
- ・講 師 音楽講師 山本 公子 氏
- ・演 題 「なつかしの歌声」

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎第75回井原市駅伝競走大会

- ・と き 令和7年12月14日（日）10時出発予定
- ・ところ 井原サンサン交流館発着、井原堤コース

【文化スポーツ課 62-9533】

◎寿大学院 第8回学習会及び閉講式

- ・と き 令和7年12月19日（金）10時～11時30分
- ・ところ アクティブライフ井原
- ・講師 音楽講師 渡辺 俊子 氏
- ・演 題 「楽しく歌って元気いっぱい」

【生涯学習課 63-3347】

◎くらしと人権講座第6回講座（兼 人権セミナー2025）

- ・と き 令和7年12月20日（土）13時30分～16時
- ・ところ アクティブライフ井原 メルヘンホール他
- ・講師 日本初義手の看護師
北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表 伊藤 真波 氏
- ・内 容 「あきらめない心」テーマ：障害のある人
※人権標語・人権啓発ポスター表彰、作品展示等を行います。

【生涯学習課 63-3347】

◎令和8年井原市二十歳のつどい

- ・と き 令和8年1月11日（日）11時～
- ・ところ 井原市民会館ホール

【生涯学習課 63-3347】

◎第42回星の郷ふれあい健康マラソン大会

- ・と き 令和8年1月25日（日）10時20分出発予定
- ・ところ 美星運動場出発・ゴール

【B&G 美星海洋センター 87-2695】

◎第44回生涯学習の集い「まなびフェスタ in いばら」

- ・と き 令和8年1月25日（日）10時～15時
- ・ところ 生涯学習施設「アクティブライフ井原」全館
- ・内 容 『体験で まなび 楽しみ 役立てる』をテーマとし、本年度も生涯学習体験に重点を置いて、来場者が学ぶ楽しさや大切さを感じられるよう、幅広い年齢層が参加できる講座を開催する。併せてふるさと特産品コーナー、飲食コーナー、スタンプラリーを実施する。

【生涯学習課 63-3347】

◎第31回ふれあいセンターまつり

- ・と き 令和8年2月8日（日）
- ・ところ 井原市ふれあいセンター

【井原市ふれあいセンター 63-2929】

◎第21回芸能文化発表会

- ・と き 令和8年2月28日（土）・3月1日（日）
- ・ところ 芳井生涯学習センター

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎第40回全国健康マラソン井原大会

／第29回岡山県ハーフマラソン選手権大会

- ・と き 令和8年3月1日（日）10時出発予定
- ・ところ 井原運動公園陸上競技場出発・ゴール

【文化スポーツ課 62-9533】

◎第28回星の郷文化発表会

- ・と き 令和8年3月7日（土）・8日（日）
- ・ところ 美星公民館

【美星公民館 87-3115】

井原地区消防組合

◎普通救命講習について

井原地区消防組合においては、令和7年度の普通救命講習会を次のとおり開催します。

地区	10月	11月	12月	1月	2月	3月
井原	12日(日) 井原消防署 研修室				8日(日) 井原消防署 研修室	
矢掛		16日(日) 矢掛出張所 会議室				8日(日) 矢掛出張所 会議室
美星			21日(日) 美星公民館			
芳井				25日(日) 芳井分駐所 会議室		

各会場とも講習時間は、9時～12時までの3時間で定員は20名です。

※eラーニング受講者は、10時～12時（2時間）

※普通救命講習とは

心肺蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の使用方法、窒息の対処、止血の方法などの講習を行います。

【消防本部警防課 62-9401】

◎上級救命講習について

井原地区消防組合においては、令和7年度の上級救命講習会を井原消防署にて、11月9日（日）8時30分から17時30分までの8時間で開催します。

※eラーニング受講者は、9時30分～17時30分（7時間）

定員は20名です。

※上級救命講習とは

普通救命講習の内容に加えて、小児・乳児の心肺蘇生、傷病者管理法
外傷の手当要領、搬送法などを学ぶコースです。

【消防本部警防課 62-9401】

◎各救命講習会は、電子申請での申し込みも受け付けていますので、電子申請で申し込む場合には、QRコードを読み取るか、井原地区消防組合のホームページから手続きして下さい。



普通救命講習



上級救命講習